

特定非営利活動法人 渋谷神宮前 ワークセンターひかわ
障害福祉サービス【障害者就労継続支援（B型）】 利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と特定非営利活動法人
渋谷神宮前（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して提供する
障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス【就労継続支援B】について、次
のとおり契約（以下、「本契約」といいます。）します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者自立支援法の趣旨にしたがって、障害福祉サー
ビス【就労継続支援B】を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の訓練等給付費支給
期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終
了の申し出がない場合、契約は更新されるものとします。

第3条（個別支援計画）

- 1 サービス管理責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者
の意向を踏まえたうえで、就労継続支援サービスの目標及びその達成時期、サー
ビスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ個別支援計画を、
本契約締結の日から90日以内に作成します。
- 2 個別支援計画については、6ヶ月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて
見直します。
- 3 個別支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその保護者
に説明し、同意を得ます。

第4条（就労継続支援サービスの内容）

- 1 事業者は、第3条に定めた就労継続支援計画に沿って、「重要事項説明書」に記載されている就労継続支援サービスを提供します。また、就労継続支援計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービス利用日時は、土・日、年末年始休業、夏期休業及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く、平日の午前9時より午後4時30分までとします。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取り得る手段がない場合を除き、身体抑制を行いません。
- 4 事業者は利用者が訓練等給付費支給期間満了に伴う訓練等給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第5条（生産活動及び就労支援と工賃）

事業者は就労継続支援計画において、生産活動の内容や職場実習と求職活動の支援の実施、職場定着のための支援内容を定め、利用者に対して機会の提供をします。

- 1 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行ないます。
- 2 作業時間、作業量が利用者の過重な負担とならないよう配慮します。
- 3 事業者は生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者に支払います。
- 4 ハローワーク、障害者就労支援センターなどの関係機関と連携を取りながら就労支援を行います。

第6条（スポーツ及び文化活動の機会の提供）

事業者は健康増進と創造力育成のためのクラブ活動を行い、年間を通じてスポーツ大会や美術作品展に参加することを支援します。

第7条（自立生活支援）

事業者は個別支援計画に基づいて日常生活に必要な力を伸ばすことを支援し、リハビリテーションを行います。

第8条（地域生活支援）

- 1 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の状況などを把握し、適切な相談援助を行ないます。
- 2 事業者は地域と家族との結びつきを重視し、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- 3 事業者は利用者の地域生活において困難が生じた場合は、事業所外や活動時間外であっても可能な限りその解決に向けて支援します。

第9条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、就労継続支援サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、利用可能日の午前9時より午後4時30分までの間、その事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録を閲覧できます。

第10条（苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - ② やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合
- 4 利用者の障害福祉サービスについての訓練等給付費の支給決定が取り消された場合、又は、支給決定期間満了に伴い訓練等給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の出身世帯の転出に伴い支給決定が取り消された場合は、必要に応じて契約変更で対応できることとします。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が施設等に入所し、事業者のサービス利用を終了する場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者が訓練等給付費請求に係る事務手続きの際に利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、協力医療機関または利用者の指定する医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約書に定めのない事項については、障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

1 会費・協力金・保護者会費

平成22年度をもちまして、休止とします。負担はありません。

2 クラブ活動・・・毎週金曜日午後2時から4時30分に行い、スポーツまたは美術を自由に選択して頂きます。

美術クラブの材料費負担はありません。

3 外出・旅行・スポーツ大会（希望者のみ）

外出経費・・・食費のみ自己負担とします。

4 特別支援サービス

①送迎サービス・・・保護者に代わり送迎をします。（緊急対応は除く）

1回 500円

②タイムサービス・・・活動終了後から18時まで延長し施設を利用できます

1回 500円 （残業希望者は除く）

③ガイドヘルプサービス・・・保護者に代わり通院の付き添いをします。

1回 1,000円

④休日支援サービス・・・平成22年度をもちまして終了します。

*上記すべてにつき、減免申請がありましたらご相談ください。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者 事業者 特定非営利活動法人 渋谷神宮前
(名 称) ワークセンターひかわ
(住 所) 東京都渋谷区東 3-14-13
渋谷区ひがし健康プラザ 2 F
(施設長) 野崎 克己 印

利用者

(住 所) _____
(氏 名) _____ 印

代理人または立会人等

(住 所) _____
(氏 名) _____ 印

(利用者との関係)